高齢者救急をどこで診る?



衣笠病院グループの概要

- ■神奈川県横須賀市(人口約39万人)に立地
- ■横須賀・三浦医療圏(4市1町)は人口約70万人
- ■衣笠病院許可病床198床 <稼働病床194床>
- ■病院診療科 <○は常勤医勤務>
 - ○内科、神経科、小児科、○外科、乳腺外科、

脳神経外科、形成外科、〇**整形外科**、〇**皮膚科**、

- ○泌尿器科、婦人科、○眼科、○耳鼻咽喉科、
- ○リハビリテーション科、○放射線科、○麻酔科、○ホスピス



■病棟構成

DPC病棟(50床)、地域包括ケア病棟(91床)、回復期リハビリ病棟(33床)、ホスピス(緩和 ケア病棟: 20床。 (14 なること)、 は 第 (14 なよ。 (2 なり) またり またり またり まままま ここ (3 なり)

- グループ職員数750名

【2021年9月時点】





目次



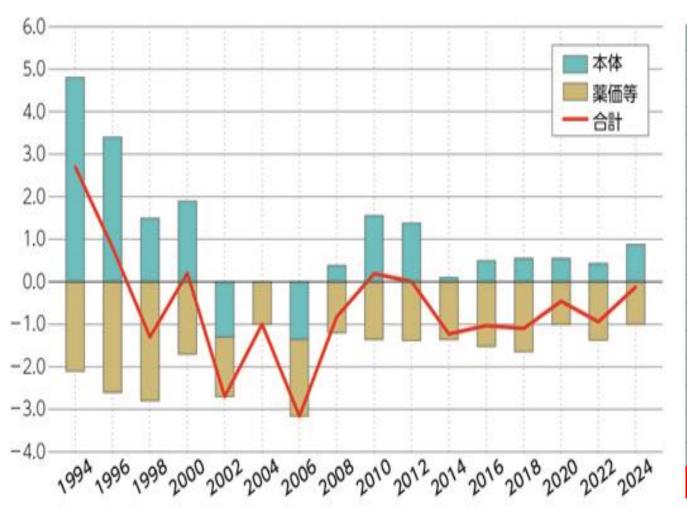
- / ° | 1
 - 2024年診療報酬改定率と基本方針
- / ° | 2
 - 高齢者救急をどこで診る?
- / ° | 3
 - 入退院支援 入院時支援

パート1改定率と基本方針



2023年12月15日

2024年診療報酬改定率本体部分0.88%



年度	本体	薬価等	合計
1994	4.8	-2.1	2.7
1996	3.4	-2.6	0.8
1998	1.5	-2.8	-1.3
2000	1.9	-1.7	0.2
2002	-1.3	-1.4	-2.7
2004	0	-1	-1
2006	-1.36	-1.80	-3.16
2008	0.38	-1.2	-0.82
2010	1.55	-1.36	0.19
2012	1.379	-1.375	0.004
2014	0.1	-1.36	-1.26
2016	0.49	-1.52	-1.03
2018	0.55	-1.65	-1.1
2020	0.55	-1.01	-0.46
2022	0.43	-1.37	-0.94
2024	0.88	-1	-0.12

図1 診療報酬改定率の推移

診療報酬 · 薬価等改定

(1)診療報酬:令和6年6月施行

+0.88%(国費800億円程度(令和6年度予算額。以 下同じ))

※1 うち、※2~※4を除く改定分+0.46%

各科改定率 医科 +0.52% 歯科 +0.57% 調剤 +0.16%

40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置分(+0.28%程度)を含む。

- ※2 うち、看護職員、病院薬剤師その他の医療関係 職種(上記※1を除く)について、令和6年度にベ ア+2.5%、令和7年度にベア+2.0%を実施して いくための特例的な対応 +0.61%
- ※3 うち、入院時の食費基準額の引き上げ(1食当たり30円)の対応(うち、患者負担については、原則、1食当たり30円、低所得者については、所得区分等に応じて10~20円) +0.06%
- ※4 うち、生活習慣病を中心とした管理料、処方箋料等の再編等の効率化・適正化 △0.25%

(2)薬価等:令和6年4月施行

(ただし材料価格は令和6年6月施行)

薬価 △0.97%(国費△1,200億円程度) 材料価格 △0.02%(国費△20億円程度) 合計 △1.00%(国費△1,200億円程度)

- ※イノベーションの更なる評価等として、革新的新薬の薬価維持、 有用性系評価の充実等への対応を含む。
- ※急激な原材料費の高騰、後発医薬品等の安定的な供給確保への対応として、不採算品再算定に係る特例的な対応を含む。 (対象:約2,000品目程度)
- ※イノペーションの更なる評価等を行うため、後述の長期収載品の保険給付の在り方の見直しを行う。

(3) 診療報酬・薬価等に関する制度改革事項

上記のほか、良質な医療を効率的に提供する体制の 整備等の観点から、次の項目について、中央社会保険 医療協議会での議論も踏まえて、改革を着実に進める。

- 医療DXの推進による医療情報の有効活用等
- 調剤基本料等の適正化

加えて、医療現場で働く方にとって、令和6年度に 2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実に つながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回 の改定による医療従事者の賃上げの状況、食費を含む 物価の動向、経営状況等について、実態を把握する。



令和6年度診療報酬改定の基本方針の概要

改定に当たっての基本認識

- ▶ 物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応
- ▶ 全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応など医療を取り巻く課題への対応
- ▶ 医療DXやイノベーションの推進等による質の高い医療の実現
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

(1) 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進 【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ○医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組
- ○各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・ シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進
- ○業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、その他長時間労働などの厳しい勤務 環境の改善に向けての取組の評価
- ○地域医療の確保及び機能分化を図る観点から、労働時間短縮の実効性担保に向けた 見直しを含め、必要な救急医療体制等の確保
- ○多様な働き方を踏まえた評価の拡充
- ○医療人材及び医療資源の偏在への対応

(2) ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や 医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進

【具体的方向性の例】

- ○医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進
- ○生活に配慮した医療の推進など地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組
- ○リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進
- ○患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価
- ○外来医療の機能分化・強化等
- ○新興感染症等に対応できる地域における医療提供体制の構築に向けた取組
- ○かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価
- ○質の高い在宅医療・訪問看護の確保

(3)安心・安全で質の高い医療の推進

【具体的方向性の例】

の推進

- ○食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応
- ○患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価
- ○アウトカムにも着目した評価の推進
- ○重点的な対応が求められる分野への適切な評価(小児医療、周産期医療、救急医療等)
- ○生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進
- ○上石首債柄の名加寺に対応する効果時・効率的な疾病管理及び重症化学的の取組症と
 ○口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療
- ○薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心 から対人中心への転換の推進、病院薬剤師業務の評価
- ○薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進
- ○医薬品産業構造の転換も見据えたイノベーションの適切な評価や医薬品の安定供給の確保等

(4) 効率化・適正化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

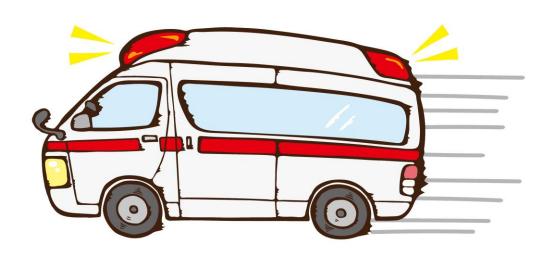
- ○後発医薬品やバイオ後続品の使用促進、長期収載品の保険給付の在り方の見直し等
- ○費用対効果評価制度の活用
- ○市場実勢価格を踏まえた適正な評価
- ○医療DXの推進による医療情報の有効活用、遠隔医療の推進(再掲)
- ○患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価(再掲)
- ○外来医療の機能分化・強化等(再掲)
- ○生活習慣病の増加等に対応する効果的・効率的な疾病管理及び重症化予防の取組推進 (再掲)
- ○医師・病院薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進
- ○薬局の経営状況等も踏まえ、地域の患者・住民のニーズに対応した機能を有する医薬品供給拠点としての役割の評価を推進(再掲)

パート2 高齢者救急をどこで診る?

- ①急性期一般病床に高齢者救急が集まるワケ
- ②地域包括ケア病棟と高齢者救急
- ③地域包括医療病棟の新設

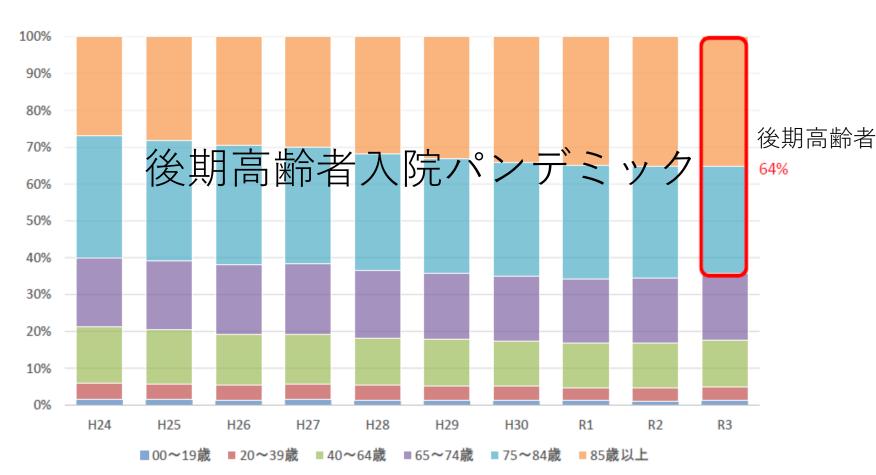


①急性期一般病床に高齢者救急が集まるワケ



入院患者の年齢構成の推移① (急性期一般入院料)

- 急性期一般入院料を算定する入院患者のうち、65歳以上が占める割合はほぼ横ばいだが、85歳以上が 占める割合は年々増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち64%を75歳以上が占める。
 - ■急性期一般入院料の算定回数の年齢構成比 ※H24~H29は7対1または10対1一般病棟入院基本料



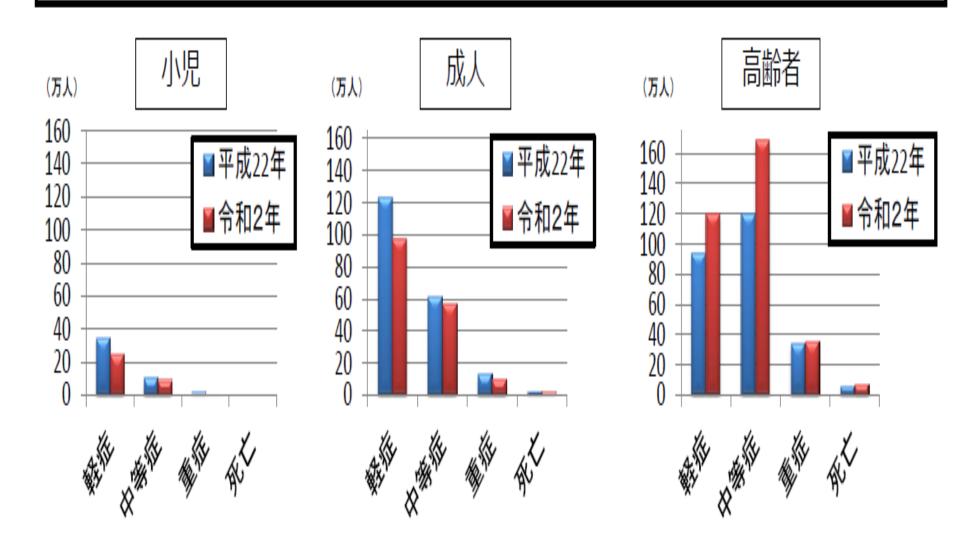
10年前と現在の救急搬送人員の比較 (年齢・重症度別)

第11回第8次医療計画 等 に 関 す る 検 討 会

資料

令和4年7月27日

○ 高齢者の人口増加に伴い、高齢者の救急搬送人員が増加し、中でも軽症・中等症が増加している。



介護施設・福祉施設からの入院患者

- DPCデータによると、令和3年度における介護施設・福祉施設からの入院患者は年間66万例ある。
- このうち、急性期一般入院基本料を算定する病棟へ入院する患者が75%を占める。

介護施設・福祉施設からの令和3年4月から令和4年3月までの入院症例

急性期一般病床に 介護福祉施設から の入院66万人

入院料	症例数	各入院料に 占める割合	平均年齢	救急車による 搬送割合	救急入院 割合	死亡割合	24時間 死亡割合	平均 在院日数
全入院料 (入院料問わず)	661,008	100%	85.5	35.2%	52.2%	15.4%	3.1%	20.7
急性期一般入院基本料料1~7	492,744	75%	85.8	36.3%	56.4%	13.1%	2.6%	18.8
急性期一般入院基本料1 (再掲)	291,957	44%	85.3	45.2%	65.1%	12.2%	2.9%	18.1
急性期一般入院基本料2~7 (再掲)	200,787	30%	86.5	23.4%	43.8%	14.3%	2.3%	19.9
特定機能病院入院基本料 (一般病棟)	7,332	1%	78.9	0.4	0.4	0.1	0.0	15.4
地域一般入院料1~3	27,840	4%	86.4	12.8%	24.5%	18.1%	1.5%	23.0
地域包括ケア病棟入院料1~4	48,313	7%	86.8	10.0%	12.2%	19.4%	1.0%	29.6
療養病棟入院基本料	12,052	2%	87.3	2.6%	7.9%	41.7%	2.2%	42.3

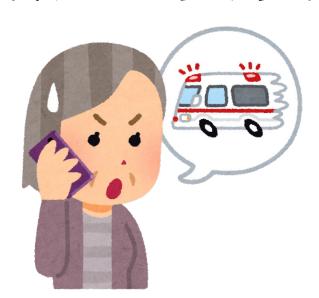
特定機能病院入院基本料(一般病棟)は7:1および10:1それぞれを含む。 地域包括ケア病棟入院料は同入院料1~4及び医療管理料1~4を含む。 療養病棟入院基本料は同入院料1~2及び特別入院基本料を含む。

介護施設・福祉施設からの入院患者

- 〇 介護施設・福祉施設からの入院患者のうち、急性期一般入院料1~7を算定する病棟へ入院する患者の医療資源を最も投入した傷病名の上位50位は以下の通り。
- 誤嚥性肺炎が約14%、尿路感染症とうっ血性心不全がそれぞれ約5%を占める。

NO	ICD10	傷病名	件数	割合 (%)	NO	ICD10	傷病名	件数	割合 (%)
		全入院	492,744	100%	26	I469	心停止,詳細不明	2,706	0.5%
1	J690	食物及び吐物による肺臓炎	70,192	2 14.2%	27	I639	脳梗塞,詳細不明	2,599	0.5%
2	N390	尿路感染症,部位不明	25,010	5.1%	28	S0650	外傷性硬膜下出血 頭蓋内に達する開放創を伴わないもの	2,486	0.5%
3	I500	うっ血性心不全	22,448		29	K573	穿孔又は膿瘍を伴わない大腸の憩室性疾患	2,447	0.5%
4	J189	肺炎,詳細不明	22,363		30	K562	軸捻(転)	2,379	0.5%
5	S7210	転子貫通骨折 閉鎖性	754	3.9%	31	K922	胃腸出血,詳細不明	2,157	0.4%
6	S7200	大腿骨頚部骨折閉鎖性		3.5%	32	K565	閉塞を伴う腸癒着 [索条物]	2,150	0.4%
7	N10	急性尿細管間質性腎炎。誤嚥性肺炎		2.8%	33	N12	尿細管間質性腎炎、急性又は慢性と明示されないもの	2,129	0.4%
8	U071	2019年新型工 尿路感染		2.6%	34	I610	(大脳) 半球の脳内出血, 皮質下	2,078	0.4%
9	E86	PF/IX=1/4/2 (/IL/		2.1%	35	J90	胸水,他に分類されないもの	1,890	0.4%
10	J159	細菌性肺炎,詳細心不全		1.5%	36	G20	パーキンソン <parkinson>病</parkinson>	1,844	0.4%
11	I509	心不全,詳細不明	162		37	A099	詳細不明の原因による胃腸炎及び大腸炎	1,752	0.4%
12	K803 I633	胆管炎を伴う胆管結石	5 ,602		38	K567	イレウス、詳細不明	1,720	0.3%
13 14	L033	脳動脈の血栓症による脳梗塞 (四)肢のその他の部位の蜂巣炎 <蜂窩織炎>	5,420 4,553		39	K550	腸の急性血行障害	1,684	0.3%
15	J180	(四) がいているのおり立い辞来が、(辞高報が) 気管支肺炎、詳細不明	4,100		40	E871	低浸透圧及び低ナトリウム血症	1,667	0.3%
16	K830	知管炎 肝管炎	4,043		41	A415	その他のグラム陰性菌による敗血症	1,571	0.3%
17	A419	敗血症,詳細不明	4,034		42	K800	急性胆のう<嚢>炎を伴う胆のう<嚢>結石	1,470	0.3%
18	I634	脳動脈の塞栓症による脳梗塞	3,845		43	M6259	筋の消耗及び萎縮,他に分類されないもの 部位不明	1,458	0.3%
19	G408	その他のてんかん	3,814		44	D65	播種性血管内凝固症候群 [脱線維素症候群]	1,415	0.3%
20	K810	急性胆のうく嚢>炎	3,625		45	A499	細菌感染症,詳細不明	1,398	0.3%
21	S3200	腰椎骨折 閉鎖性	2,972		46	D649	貧血,詳細不明	1,380	0.3%
22	1693	脳梗塞の続発・後遺症	2,854		47	N201	尿管結石	1,364	0.3%
23	N185	慢性腎臓病, ステージ5	2,839		48	N209	尿路結石,詳細不明	1,340	0.3%
24	K805	胆管炎及び胆のうく嚢>炎を伴わない胆管結石	2,784		49	N178	その他の急性腎不全	1,339	0.3%
25	I638	その他の脳梗塞	2,758	0.6%	50	S2200	胸椎骨折 閉鎖性	1,293	0.3%

高齢者救急が 急性期一般病床に 急性の分は重症度、 入院するワケは重症度、 医療・看護必要度にあり



-般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰ・Ⅱの概要

※対象病棟の入院患者について、A項目(必要度 I の場合は、専門的な治療・処置のうち薬剤を使用する物に限る)及びC項目は、レセプト電算処理システム用コードを用いて評価し、直近3ヶ月の該当患者の割合を算出。

Α	モニタリング及び処置等	0点	1点	2点
1	創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	-
2	呼吸ケア(喀痰吸引のみの場合を除く)	なし	あり	_
3	点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	_
4	心電図モニターの管理	なし	あり	_
5	シリンジポンプの管理	なし	あり	_
6	輸血や血液製剤の管理	なし	あり	_
7	専門的な治療・処置 (① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ)、 ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理、 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ)、 ④ 麻薬の内服、貼付、坐剤の管理、 ⑤ 放射線治療、 ⑥ 免疫抑制剤の管理(注射剤のみ)、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ)、 ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ)、 ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用、 ⑩ドレナージの管理、 ⑪ ドレナージの管理、 ⑪ 無菌治療室での治療	なし	-	あり
8	I:救急搬送後の入院(5日間) II:緊急に入院を必要とする状態(5日間)	なし	-	あり

С	手術等の医学的状況	O点	1点
16	開頭手術(13日間)	なし	あり
17	開胸手術(12日間)	なし	あり
18	開腹手術(7日間)	なし	あり
19	骨の手術(11日間)	なし	あり
20	胸腔鏡·腹腔鏡手術(5日間)	なし	あり
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術(5日間)	なし	あり
22	救命等に係る内科的治療(5日間) (①経皮的血管内治療、 ②経皮的心筋焼灼術等の治療、 ③侵襲的な消化器治療)	なし	あり
23	別に定める検査(2日間)(例:経皮的針生検法)	なし	あり
24	別に定める手術(6日間)(例:眼窩内異物除去術)	なし	あり
[該	:当患者の基準]		

基準

基準① A得点が2点以上かつB得点が3点以上

基準② A得点が3点以上

基準③ C得点が1点以上

_	中老の作用体		患者の状態			介助の実施	
В	患者の状況等	O点	1点	2点		0	1
9	寝返り	できる	何かにつかまればできる	できない			
10	移乗	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
- 11	口腔清潔	自立	要介助		×	実施なし	実施あり
12	食事摂取	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
13	衣服の着脱	自立	一部介助	全介助		実施なし	実施あり
14	診療・療養上の指示が通じる	はい	いいえ				
15	危険行動	ない		ある			

対象入院料

一般病棟用の

重症度、医療·看護必要度

「看護必要度を満たす患者」の条件

次のいずれかを満たす患者

☑<u>A項目2点以上</u> かつ B項目3点以上

☑ A項目3点以上

☑ C項目 1 点以上

急性期一般1で誤嚥性肺炎・尿路感染の救急搬送を受け入れるワケは?

- 救急搬送患者では「5日間、A項目2点」を獲得できる
- <u>高齢者の多くはADLに問題があるので、B項目は満たしやすい</u>
- 誤嚥性肺炎・尿路感染症でも「救急搬送」すれば、 急性期一般1の重症度、医療・看護必要度をアップ することができる(A2点以上・B3点以上に該当す る)
- ・ 誤嚥性肺炎・尿路感染症は急性期一般1でも地域一般でも医療資源投入量に大差はない。
- しかし上記の理由から急性期一般1で受け入れることのインセンテイブが働いてしまう。

「看護必要度を満たす患者」の条件

次のいずれかを満たす患者

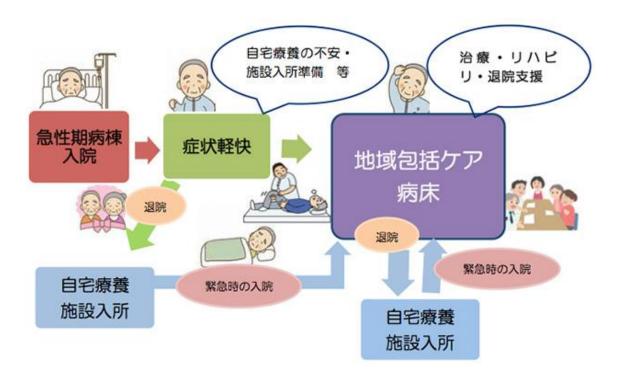
急性期一般入院料1

▼A項目2点以上 かつ B項目3点以上

- ☑ A項目3点以上
- ☑ C項目 1 点以上



②地域包括ケア病棟と 高齢者救急



地域包括ケア病棟の経緯①

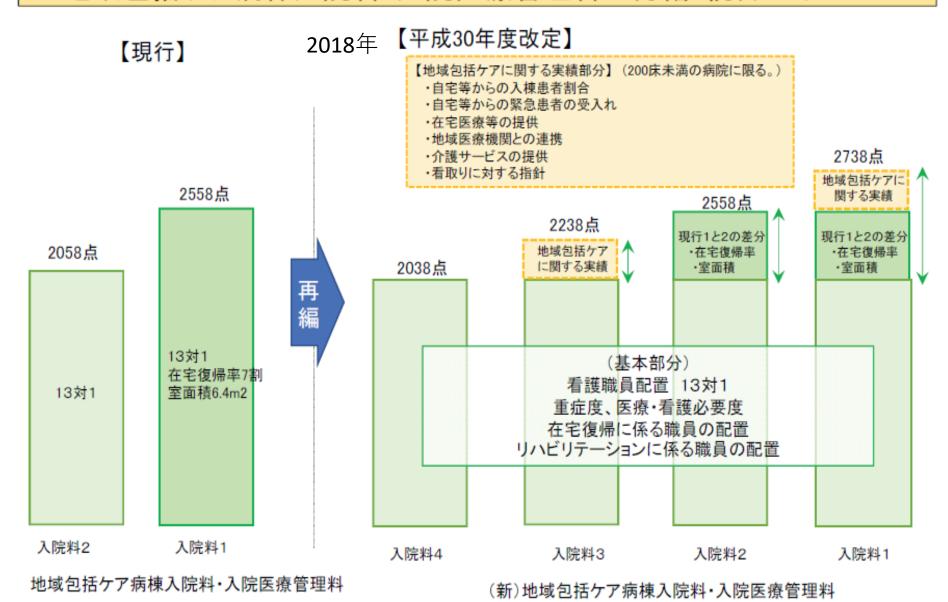
- 2014年診療報酬改定
 - 地域包括ケア病棟が新設された。
 - 厚生労働省はその役割を「急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える」と定義した。
 - 算定項目は、算定上限60日、看護体制は13対1で7割以上の看護師が必要とされ、疾患別・がん患者リハビリテーションを含む多くの項目が包括評価となっている
 - リハビリテーションは、地域包括ケア時代を反映して廃 用症候群・認知症モデルに包括算定となっている。

2006年改定で新設 した亜急性期病床 が原型

地域包括ケア病棟経緯②

- 2016年度改定
 - 手術と全身麻酔などが包括から出来高算定となる。
- 2018年度改定
 - 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1-4が新設 されて地域包括ケアシステムを支える機能が強化された。
- 2020年度改定
 - 地域包括ケア病棟の役割をバランスよく発揮できるよう、 地域包括ケアに係る実績や入退院支援等に係る施設基準、 同一医療機関内で転棟した場合の算定方法が見直された。
- 2022年度改定
 - ・ 救急の実施等の要件化、自院一般病棟からの転棟割合適 正化、在宅患者の受入等の強化、在宅医療等の実績の充 実、入退院支援加算の要件化、在宅復帰強化、初期加算 の見直し等、大幅な改定が行われた

地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の再編・統合のイメージ





中央社会保険医療協議会の関連組織

診療報酬基本問題

小委員会

所掌:基本的な問題についてあら

設置:H3

設置:H15

かじめ意見調整を行う

政治学研究科教授)

委員:支払:診療:公益=5:5:6

開催:改定の議論に応じて開催

■DPC評価分科会

会長:田辺国昭(東京大学大学院法学

平成23年度開催なし

平成24年度5回

平成25年度2回

平成26年度7回

平成27年度9回

平戊28年度3回

報

中央社会保険医療協議会

(S25設置)

小委員会

特定の事項についてあらかじめ意見調整を行う必要があるとき

中医協の議決により設置

診療報酬改定結果 検証部会

所掌:診療報酬が医療現場等に与え た影響等について審議

設置:H17

会長:松原由美(早稲田大学人間 科学学術院准教授)

委員:公益委員のみ

開催:改定の議論に応じて開催

平成23年度2回

平成24年度4回

平成25年度2回

平成26年度6回 平成27年度4回

平成28年度3回

薬価専門部会

所掌:薬価の価格算定ルール を審議

設置:H2

専門部会

特に専門的事項を調査審議させるため必要があるとき、

中医協の議決により設置

会長:中村洋(慶應義塾大学大学院網

営管理研究科教授)

委員:支払:診療:公益 =4:4:4

開催: 改定の議論に応じて開催

平成23年度14回

平成24年度8回

平成25年度13回

平成26年度3回

平成27年度13回

平成28年度13回

調查実施小委員会

所掌:医療経済実態調査 についてあらかじめ 意見調整を行う

設置:S42

診療報酬調查専門組織

会長:野口晴子(早稲田大学政治

経済学術院教授) 委員:支払:診療:公益

=5:5:4

開催:調査設計で開催

平成23年度2回

平成24年度4回

平成25年度1回

平成26年度3回

平成27年度1回

平成28年度3回

費用対効果評価 専門部会

所掌:医療保険制度における 費用対効果評価導入の 在り方について審議

設置:H24

会長: 荒井耕(一橋大学大学院 商学研究科教授)

委員:支払:診療:公益:参考人

=6:6:4:2 開催:改定の議論に応じて開催

平成24年度8回

平成25年度7回

平成26年度8回 平成27年度10回

平成28年度4回

保険医療材料 専門部会

所掌:保険医療材料の価格算 定ルールを審議

設置:H11

会長:関ふ佐子(横浜国立大学大学 院国際社会科学研究院教授)

委員:支払:診療:公益=4:4:4

開催:改定の議論に応じて開催

平成23年度8回 平成24年度1回

平成25年度10回

平成26年度4回

平成27年度9回 平成28年度1回

■医療技術評価分科会 時期:年1回程度 会長:福井次矢(聖路加国際病院長)

会長:小山信彌(東邦大学医学部特任教授)

■医療機関のコスト調査分科会 時期:年1回程度 会長:田中滋(慶應義塾大学名誉教授)

所掌:診療報酬体系の見直しに係る技術的課題の調査・検討

委員:保険医療専門審査員

■医療機関等における消費税負担に関する分科会 会長:田中滋(慶應義塾大学名誉教授)

■入院医療等の調査・評価分科会

会長:武藤正樹(国際医療福祉大学大学院教授)

保険医療材料等専門組織

専門組織

薬価算定、材料の適用及び技術的

課題等について調査審議する必要

があるとき、有識者に意見を聴くこ

とができる

薬価算定組織

所掌:新薬の薬価算定等に

委員:保険医療専門審査員

時期:4半期に一度の薬価

ついての調査審議

委員長:秋下雅弘(東京大学医学

部老年病学教授)

収載、緊急収載等に

応じて、月1回程度

意

所掌: 特定保険医療材料及び対外 診断用医薬品の保険適用に ついての調査審議

設置:H12

設置:H12

聴

委員長:小澤壯治(東海大学医学 部医学科領域主任教授)

委員:保険医療専門審査員 時期:4半期に一度の保険 収載等に応じて、月1 回程度

費用対効果評価専門組織

所掌: 医薬品及び医療機器の 費用対効果評価について 題杏塞議

設置:H28

委員長:田倉智之

(大阪大学大学院医学系研 究科医療経済産業政策学 教授)

委員:保険医療専門審査員

時期:1年に数回程度

診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 委員名簿

氏 名	所属
安藤 文英	医療法人西福岡病院 理事長
池田 俊也	国際医療福祉大学 薬学部 薬学科 教授
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
^{かっき すずむ} 香月 進	福岡県 保健医療介護部 医監
かんの まさひろ 神野 正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
こうち えいたろう 高智 英太郎	健康保険組合連合会 理事
佐栁 進	独立行政法人国立病院機構関門医療センター病院長
嶋森 好子	社団法人東京都看護協会 会長
たけひさ ようぞう 武久 洋三	医療法人平成博愛会 理事長
っっぃ たかこ 筒井 孝子	国立保健医療科学院 統括研究官
藤森研司	北海道大学病院地域医療指導医支援セ
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

: 分科会長

武久洋三先生

地域包括ケア病棟(新設)

- 地域包括ケア病棟入院料1、2
 - 疾病別リハの届出
 - 看護配置13:1
 - 常勤リハビリスタッフ
 - リハ1日2単位以上
 - 重症度・看護必要度
 - 在宅復帰率
 - 1床あたり原則6・4平米
 - 在宅療養支援病院(200床未満)
 - 2次救急指定病院、救急告示病院
 - データ提出加算

地域包括ケア病棟 入院料1

- 在宅復帰率
- 看護職員配置加算
- 看護補助者配置加算

看護師・看護 補助者の加配

最大の争点は 救急の扱い!

リハスタッ

フ充実

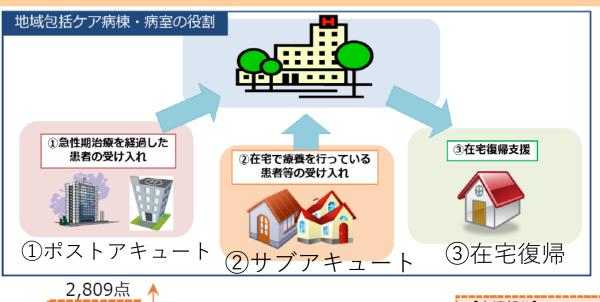


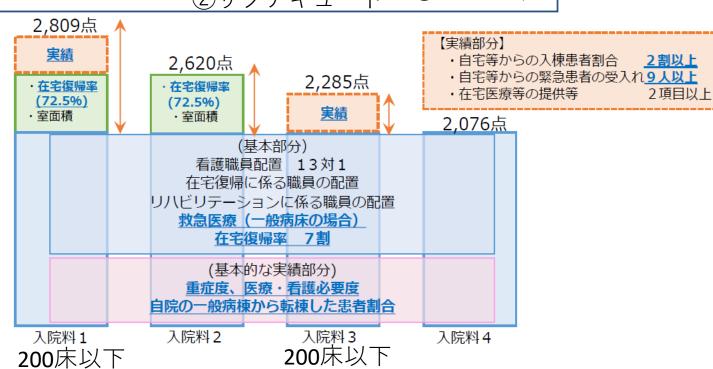
入院料別の届出病床数の推移

○ 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の届出病床数はいずれも増加傾向であった。特に、地域包括ケア病棟入院料・管理料は、平成26年の新設後、増加が顕著であった。



地域包括ケア病棟入院料の施設基準(イメージ)





62

入棟経路毎の地域包括ケア病棟に入棟した患者の傷病名 (主傷病)

○ 地域包括ケア病棟に入棟している患者のうち、救急搬送後、他の病棟を経由せずに地域包括ケア病棟 に直接入棟した患者の主傷病は、誤嚥性肺炎や尿路感染症が多かった。

入棟患者全て(n=2,854)

1	誤嚥性肺炎	4.5%
2	腰椎圧迫骨折	3.3%
3	大腿骨転子部骨折	2.9%
4	尿路感染症	2.9%
5	COVID-19	2.7%
6	大腿骨頚部骨折	2.6%
7	廃用症候群	2.4%
8	脱水症	2.0%
9	腰部脊柱管狭窄症	1.9%
10	慢性心不全	1.7%

緊急入院後 (外来の初再診後)(n=990)

1	誤嚥性肺炎	5.7%
2	腰椎圧迫骨折	3.9%
3	尿路感染症	3.4%
4	COVID-19	3.3%
5	慢性心不全	3.1%
6	胸椎圧迫骨折	2.4%
7	脱水症	2.4%
8	肺炎	2.4%
9	うっ血性心不全	2.3%
10	大腿骨頚部骨折	2.1%

救急搬送後入院、他病棟を経由 (n=390)

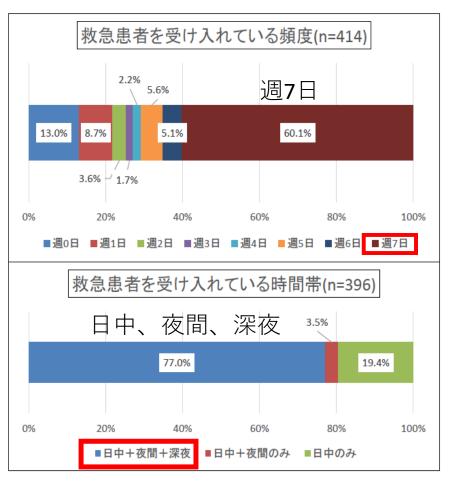
1	大腿骨転子部骨折	8.5%
2	誤嚥性肺炎	6.9%
3	大腿骨頸部骨折	5.4%
4	腰椎圧迫骨折	4.6%
5	尿路感染症	4.1%
6	COVID-19	3.3%
7	うっ血性心不全	2.6%
8	脱水症	2.1%
9	肺炎	1.5%
10	気管支肺炎	1.0%

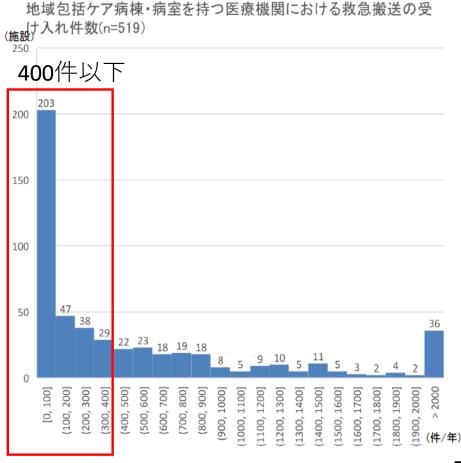
救急搬送後入院、直接入棟 (n=161)

(n=	=161)	
1	誤嚥性肺炎	8.1%
2	尿路感染症	6.2%
3	腰椎圧迫骨折	5.6%
4	大腿骨転子部骨折	4.3%
5	COVID-19	3.7%
6	脱水症	3.7%
7	肺炎	3.7%
8	胸椎圧迫骨折	3.7%
9	大腿骨頚部骨折	1.9%
10	急性肺炎	1.9%

地域包括ケア病棟を有する病院の救急の状況①

- 地域包括ケア病棟を有する病院について、救急患者を受けている頻度は、週7日が60.1%で最も多く、 次に週0日が13.0%であった。
- 救急患者を受け入れている時間帯については、夜間・深夜も受け入れていると回答した医療機関が 77.0%であった。
- 〇 救急搬送の受け入れ件数については、400件以下の医療機関が多いが、ばらつきも見られた。





地域包括ケア病棟への救急患 者の直接入院

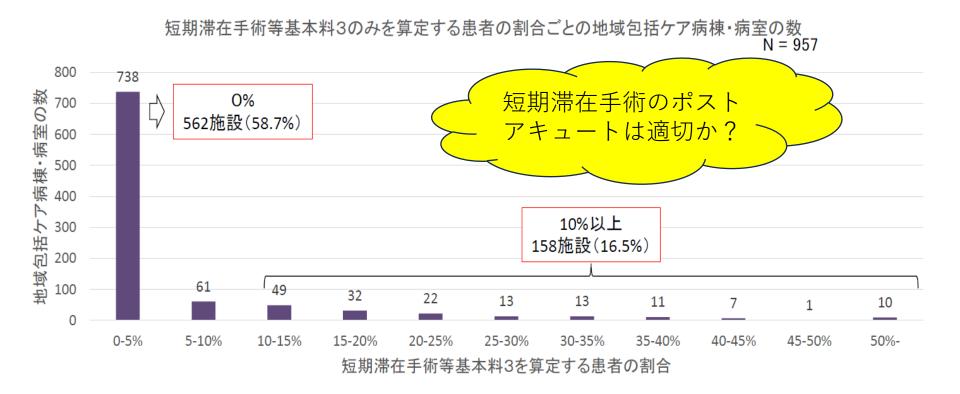
- <u>医療・看護の必要性が高く、医療資源投入量が</u> 多い点を踏まえ、報酬上のインセンテイブを設 けるべき(井川委員)
- 現行の在宅患者支援病床初期加算の要件を見直して、受け入れ体制の整備、受け入れの促進を 図ってはどうか(武井委員)
- 比較的重症の患者に適切な対応をするには看護加配などが必要となる。また三次救急に高齢患者が搬送等されれば生活状況把握などが困難になることから、地域包括ケア病棟などへの下り搬送が重要。これを評価しては(津留委員)

地域包括ケア病棟で 短期滞在手術患者を受け 入れている

白内障手術やポリペクの患者を地域 包括ケア病棟で受け入れている

地域包括ケア病棟と短期滞在手術、DPCデータ解析① 地域包括ケア病棟の入棟患者のうち短期滞在手術等基本料3を算定する患者の割合

○ 地域包括ケア病棟の入棟患者のうち短期滞在手術等基本料3のみを算定する患者の割合は、多くの病棟、病室で0%であったが、158施設(9.5%)は10%以上であった。



(地域包括ケア病棟で短期滞在手術等基本料3のみを算定する患者の割合) = (地域包括ケア病棟で短期滞在手術等基本料3のみを算定する患者数)

※ 短期滞在3が算定されないDPC対象病院の地域包括ケア病棟は除いて集計

③ 地域包括ケア病棟の施設基準の見直し

第1 基本的な考え方

地域包括ケアの深化・推進に向け、地域包括ケア病棟の効果的な入院 医療の提供を更に推進する観点から、地域包括ケア病棟の要件を見直す。

第2 具体的な内容

地域包括ケア病棟入院料の施設基準において、在宅復帰率等の対象患者から、短期滞在手術等基本料3を算定する患者及び短期滞在手術等基本料1の対象手術を実施した患者を除くとともに、在宅復帰率の計算方法を改める。

改定案

【地域包括ケア病棟入院料】

[施設基準]

- 十一の二 地域包括ケア病棟入院料 の施設基準等
 - (4) 地域包括ケア病棟入院料2の 施設基準
 - 二 当該病棟(許可病床数が二 百床以上の保険医療機関に限 る。)において、入院患者に 占める、当該保険医療機関の 一般病棟から転棟したものの 割合が<u>六割五分未満</u>であるこ と。
- 2 地域包括ケア病棟入院料1の施設基準
 - (1) 当該病棟において、退院患者

現 行

【地域包括ケア病棟入院料】

[施設基準]

- 十一の二 地域包括ケア病棟入院料 の施設基準等
 - (4) 地域包括ケア病棟入院料2の 施設基準
 - 二 当該病棟(許可病床数が二百床以上の保険医療機関に限る。)において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が六割未満であること。
- 2 地域包括ケア病棟入院料1の施 設基準
 - (1) 当該病棟において、退院患者

③地域包括医療病棟の新設



高齢者の救急患者等に対応する入院医療について

〇 これまでの主な指摘

- 誤嚥性肺炎や尿路感染症の入院治療については、対応可能な地域包括ケア病棟におけるより一層の対応が必要ではないか。ただし、地域包括ケア病棟は、看護配置が13対1であること等から、対応できる救急医療には限界があることも認識すべき。
- ・ 急性期医療における機能分化の在り方については、地域包括ケア病棟など13対1の看護配置を施設基準とする病棟が現状では高齢者の救急搬送を十分に受け入れることが難しい場合があることを踏まえつつ、どのような病棟による急性期の高齢者等の受入を推進すべきかについて検討した上で、地域一般病棟や地域包括ケア病棟など急性期一般入院料1以外の病棟のうち高齢者救急への対応や高齢者のケアに必要な体制を備えた病棟を類型化して評価することが必要ではないかとの指摘があった。
- 急性期医療を提供する急性期一般入院料の病棟におけるリハビリ、栄養管理の提供には、ばらつきがある。
- □ 一方で、在宅復帰等を役割とする地域包括ケア病棟においては、救急患者の受け入れにばらつきがある。

高齢者の救急患者等に対応する入院医療 (イメージ)



救急患者を受け入れる体制を整備



一定の医療資源を 投入し、急性期を 速やかに離脱



早期の退院に向け、 リハビリ、栄養管理 等を提供



退院に向けた支援適切な意思決定支援





早期の在宅復帰在宅医療、介護との連携

包括的に提供

地域包括医療病棟② 施設基準等

地域包括医療病棟入院料の算定要件及び施設基準

地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、 在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価を新設する。

(新) 地域包括医療病棟入院料(1日につき) 3,050点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。ただし、90日を超えて入院するものについては、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定する。



包括的に提供

[施設基準] (抜粋)

- (1) **看護職員が10:1以上配置**されていること。
- (2) 当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が2名以上、専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること。
- (3) 入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。(病室6.4m/1人以上、廊下幅1.8m以上が望ましい等)
- (4) 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。 (ADLが入院時と比較して低下した患者の割合が5%未満であること 等)
- (5) 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の基準を用いて評価し、<u>延べ患者数のうち「A3点以上、A2点以上かつB3点以上、又はC1点以上」に 該当する割合が16%以上(必要度Ⅰの場合)又は15%以上(必要度Ⅱの場合)</u>であるとともに、<u>入棟患者のうち入院初日に「B3点以上」に該</u> 当する割合が50%以上であること。
- (6) 当該病棟の入院患者の平均在院日数が21日以内であること。
- (7) 当該病棟において、退院患者に占める、**在宅等に退院するものの割合が8割以上**であること。
- (8) 当該病棟において、入院患者に占める、**当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が5%未満**であること。
- (9) 当該病棟において、入院患者に占める、<u>救急用の自動車等により緊急に搬送された患者又は他の保険医療機関で救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者の割合が1割5分以上</u>であること。
- (10) 地域で急性疾患等の患者に包括的な入院医療及び救急医療を行うにつき必要な体制を整備していること。 (2次救急医療機関又は救急告示病院であること、常時、必要な検査、CT撮影、MRI撮影を行う体制にあること 等)
- (11) データ提出加算及び入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (12) 特定機能病院以外の病院であること。(13) 急性期充実体制加算及び専門病院入院基本料の届出を行っていない保険医療機関であること。
- (14) 脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

初期診療後の救急患者の転院搬送に対する評価

救急患者連携搬送料の新設

▶ 三次救急医療機関等に救急搬送された患者について連携する他の医療機関でも対応が可能と判断する場合に、連携する他の医療機関に看護師等が同乗の上で転院搬送する場合の評価を新設する。

(新) 救急患者連携搬送料

1 入院中の患者以外の患者の場合

2 入院1日目の患者の場合

3 入院2日目の患者の場合

4 入院3日目の患者の場合

1,800点 1,200点 800点 600点







[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関において入院医療を提供する目的で医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、搬送を行った場合に算定する。この場合において、区分番号 C 0 0 4 に掲げる救急搬送診療料は別に算定できない。

[施設基準]

- (1) 救急搬送について、相当の実績を有していること。
- (2) 救急患者の転院体制について、連携する他の保険医療機関等との間であらかじめ協議を行っていること。
- (3) 連携する他の保険医療機関へ搬送を行った患者の臨床経過について、転院搬送先の保険医療機関から診療情報の提供が可能な体制が整備されていること。
- (4) 連携する他の保険医療機関へ搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療提供体制を確保していること。

急性期一般入院料1における在宅復帰率の基準の見直し

- 救急患者連携搬送料の新設に伴い、急性期一般入院料1等における在宅復帰率に関する施設基準について、救急患者連携搬送料を算定し他の保険医療機関※に転院した患者を対象から除外する。
 - ※地域包括ケア病棟入院料(入院医療管理料を含む。)、回復期リハビリテーション病棟入院料、特定機能病院リハビリテーション 病棟入院料、療養病棟入院基本料、有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病棟及び病室を除く。

急性期病棟、地域包括医療病棟及び地域包括ケア病棟の機能の比較(イメージ)

	急性期一般病棟入院料1	地域包括医療病棟	地域包括ケア病棟入院料1
病棟の趣旨	急性期医療を行う	高齢者急性期を主な対象患者として、治 す医療とともに同時に支える医療(リハ ビリ等)を提供することで、より早期の 在宅復帰を可能とする。	 急性期治療を経過した患者の受け入れ。 在宅で療養を行っている患者等の受け入れ 在宅復帰支援
看護配置	7対1以上	10対1以上	13対1以上
重症度、医療・ 看護必要度の基 準	 「A3点以上又はC1点以上」に該当する患者割合が20%以上 「A2点以上又はC1点以上」に該当する患者割合が27%以上 	 「A 2点以上かつB 3点以上」、「A 3点以上」、「C 1点以上」のいずれかに該当する 患者割合が16%以上(必要度 I)又は15%以上(必要度 II) 入棟初日にB 3点以上の患者割合が50%以上 	・ 「A1点以上又はC1点以上」に該当する患者割合が10%以上(必要度I) 又は8%以上(必要度II)
在院日数	平均在院日数 16日以内	平均在院日数 21日以内	60日まで算定可能
救急医療体制	- (救急医療管理加算等で評価)	24時間救急搬送を受け入れられる体制を構築していること 画像検査、血液学的検査等の24時間体制 救急医療管理加算等による評価	二次救急医療機関又は救急告示病院 ※ 200床未満の病院の場合は救急医療の体制 ※ 一般病床の場合
救急実績	(地域医療体制確保加算等で 実績に応じた評価)	緊急入院割合:緊急入院直接入棟1割5分以上	自宅等からの緊急患者の受け入れ 3月で9人以上
リハビリ	-	PT、OT又はST2名以上の配置、ADLに係る 実績要件	PT、OT又はST1名以上の配置
在宅復帰率	80%以上 (分子に地ケア、回リハ病棟等へ の退院を含む)	80%以上 (分子に回り八病棟等への退院を含む)	72.5%以上 (分子に回り八病棟等への退院を含まな い)

入院医療の評価体系と期待される機能(イメージ)

○ 入院医療評価体系については、**基本的な医療の評価部分**と**診療実績に応じた段階的な評価部分**との二つの評価を 組み合わせた評価体系としている。急性期医療と回復期医療を担う**地域包括医療病棟**を新設した。



地域包括医療病棟は 「地ケア並び」にあらず

- 地域包括医療病棟は、より高齢者救急に特化しており、ポストアキュートではなく、アキュートを診る。
- ・ 平均在院日数も21日以内と定めている。
- ・3次の医療機関で患者さんをいったん受け入れ、「7対1病床」でなくても診られると分かったら、地域包括医療病棟に送ることもありえる。
- ・ 地域包括医療病棟の包括範囲 はDPCに近く、より急性期の 医療が可能だ。
- 「地ケア並び」と考えるのではなく、この点はご留意いただきたい。



真鍋馨医療課長

想定される地域包括医療病棟への移行のイメージ

▶ 地域における、高齢化、救急医療提供体制、リハビリテーション等の提供体制等を踏まえて、急性期入院基本料1 (7対1)、急性期入院基本料2-6を算定する急性期病棟、あるいは一定の救急医療の実績のある地域包括ケア病棟等から転換することが想定されている。

①急性期入院基本料1からの一部転換

急性期一般入院料1 (急性期充実体制加算および総合入院体制加算以外) 急性期一般入院料1 (急性期充実体制加算等以外)

地域包括 医療病棟

救急医療の実績が十分であり、既に後期高齢者の緊急入院が多く、急性期医療の中における機能分化が必要であるケースにおいては、一部の病棟を地域包括病棟に転換することなどが考えられる。

②急性期入院基本料2-6からの転換

急性期一般入院料2-6

地域包括医療病棟

急性期一般入院料2-6

地域包括 医療病棟

急性期医療が充実している医療機関であり、リハビリ職、栄養関係職種の確保とADLに関連する実績評価が十分である場合は、急性期の全病棟や一部の病棟を転換することが考えられる。

③地域包括ケア病棟からの転換

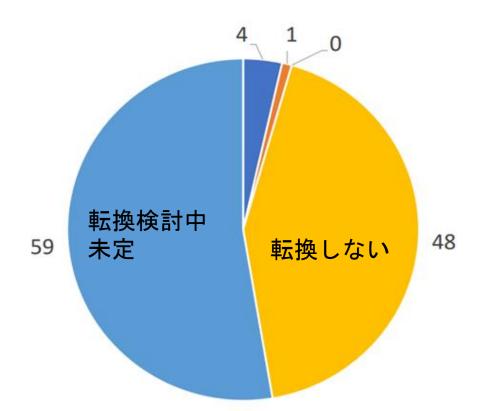
地域包括ケア

地域包括医療病棟

既に在宅復帰機能が十分である地ケアの中で、救急搬送の受入が可能である病棟においては、転換が可能。

地域包括医療病棟への転換の意向





地域包括医療病棟 医療→ medical → メディカル 地メディ病棟

転換の意向	n	%	
する(6月中)	4		する
する(7/1~9/31)	1	4.5	5
する(10/1~)	0		件
しない	48	42.3	
検討中·未定	59	53.2	
合計	112	100	

- する(6月中に)
- する(10月1日以降)
- ■検討中または未定

- ■する(7月1日~9月31日まで)
- しない

地域包括ケア病棟協会 2024年3月22日

地域包括医療病棟地域医療構想では どの区分?



千葉県地域医療構想調整会議

病床機能報告における4医療機能について

○ 各医療機関(有床診療所を含む。)は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」 と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、 小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に 高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復 帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者 又は難病患者等を入院させる機能

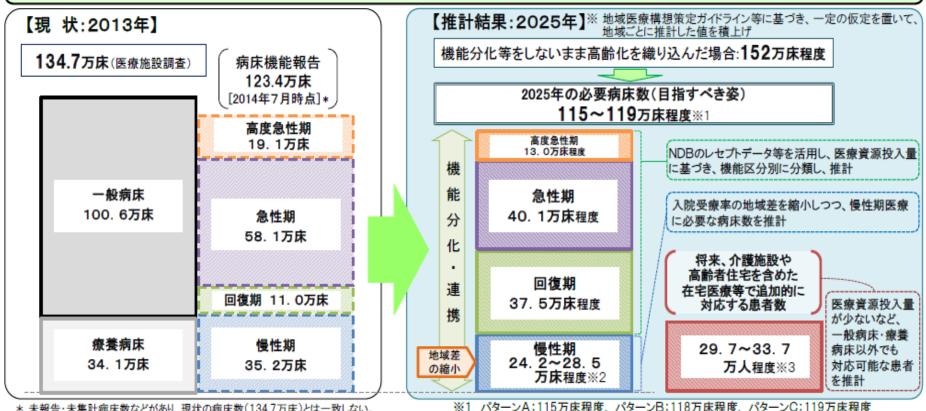
- **回復期機能については、**「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リ ハビリテーションを提供していなくても**「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回 復期機能を選択できる**。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能 を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択 すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の 役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、

 患者の視点に立って、

 どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な 場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のな い医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医 療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- □>・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられる よう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

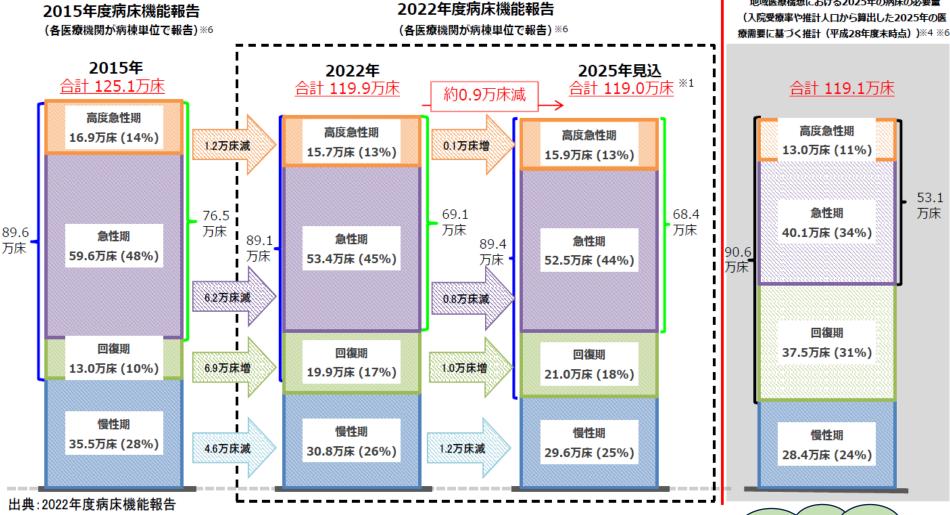
※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

地域医療構想における2025年の病床の必要量

2022年度病床機能報告について



※1:2022年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数

※2:対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

報告医療機関数/対象医療機関数(報告率) 2015年度病床機能報告:13,885/14,538(95.5%)、2022年度病床機能報金

※3:端数処理をしているため、病床数の合計値が合わない場合や、機能ごとの病床数の割合を合計しても100%にならた ※4:平成25年度(2013年度)のNDBのレセプトデータ及びDPCデータ、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別

※5:高度急性期のうちICU及びHCUの病床数(*):19,065床(参考 2021年度病床機能報告:19,645床)

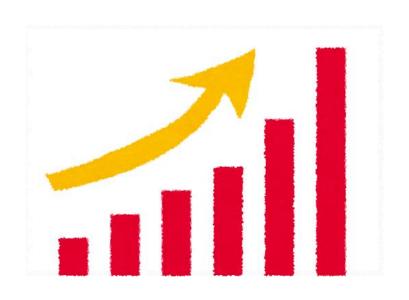
*救命救急入院料1~4、特定集中治療室管理料1~4、ハイケアユニット入院医療管理料1・2のいずれかの届出を行

※6:病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それ するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。

高齢者の受け皿 の回復期病床が 16万床足りない

> 純に比較っ (一部精査中)

地域包括医療病棟は回復期病床数をアップする



パート3 入退院支援加算・ 入院時支援加算・



入退院支援の評価 (イメージ)

意見交換 資料-3参考-1 R 5 . 3 . 1 5

- 病気になり入院しても、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、また、入院前から関係者との連携を 推進するために、入院前や入院早期からの支援の強化や退院時の地域の関係者との連携を評価。
- 入院時支援加算

- 入退院支援加算
- 地域連携診療計画加算

• 退院時共同指導料

外来·在宅

入院

外来·在宅

外来部門と病棟との連携強化



入院医療機関と在宅療養を担う 医療機関等との連携強化

外来部門

【<u>入院前からの支援</u>】

- ・(入院前に)利用しているサービ スの利用状況の確認
- ・服薬中の薬剤の確認、各種スクリーニング
- ・入院生活に関するオリエンテーション
- ・看護や栄養管理等に係る療養 支援の計画作成 等

≪入退院支援加算の対象となる患者≫

- ・悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれか
- ·緊急入院 / ·要介護認定が未申請
- ・虐待を受けている又はその疑いがある
- •生活困窮者
- ・入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様 式の再編が必要
- ・排泄に介助を要する
- ・同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護 を十分に提供できる状況にない
- 退院後に医療処置が必要
- ・入退院を繰り返している
- ・長期的な低栄養状態が見込まれる
- ・家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等
- ・児童等の家族から、介助や家族等を日常的に受けている

在宅療養を担う関係機関等

【退院時共同指導】

・患者の退院後の在宅療養を 担う医療機関と、入院中の医療機 関とが退院後の在宅での療養上 必要な説明・指導を共同して行う

共同指導が行えなかった時は 【情報提供】

・保険医療機関間及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報の提供

入退院支援加算1・2の概要

中医協 総一1 5. 12. 6

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

- ▶ 施設間の連携を推進した上で、入院早期より退院困難な要因を有する患者を抽出し、入退院支援を実施することを評価。
- ▶ <u>入退院支援加算1</u>
 力 一般病棟入院基本料等の場合
 力 日の場合
 力 日の場合
 力 日の場合
 力 日の場合
 力 日の場合
 日のは
 日のは
 日のは
 日のは
 日のは</li

[主な算定要件・施設基準]							
	入退院支援加算1	入退院支援加算2					
退院困難な要因	ア. 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症 イ. 緊急入院 ウ. 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること エ. 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある オ. 生活困窮者であること カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。) キ. 排泄に介助を要すること ク. 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと	が見込まれること シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児 童等であること ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けて いること					
① 退院困難な患者の抽出 ②・患者・家族との面談 ・退院支援計画の着手 ③ 多職種によるカンファレンス の実施	①原則入院後3日以内に退院困難な患者を抽出 ②・原則として、患者・家族との面談は 一般病棟入院基本料等は7日以内 療養病棟入院基本料等は14日以内 に実施 ・入院後7日以内に退院支援計画作成に着手 ③入院後7日以内にカンファレンスを実施	①原則入院後7日以内に退院困難な患者を抽出 ②・できるだけ早期に患者・家族と面談 ・入院後7日以内に退院支援計画作成に着手 ③できるだけ早期にカンファレンスを実施					
入退院支援部門の設置	入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置						
入退院支援部門の人員配置	入退院支援及び地域連携業務の十分な経験を有する専従の看護師又のかつ、①もしくは② (※) ①専従の看護師が配置されている場合は、専任の社会福祉士を配 ②専従の社会福祉士が配置されている場合は、専任の看護師を配	置					
病棟への入退院支援職員の配置	各病棟に入退院支援等の業務に専従として従事する専任の看護師又 は社会福祉士を配置(2病棟に1名以上)	_					
連携機関との面会	連携機関の数が <u>25以上</u> であること。 連携機関の職員が年3回以上の頻度で <u>対面又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて</u> 面会し、情報の共有等を行っていること	_					
介護保険サービスとの連携	相談支援専門員との連携等の実績	<u>※青字下線はR4年度改定事項</u> 4					

入退院支援加算の届出・算定状況

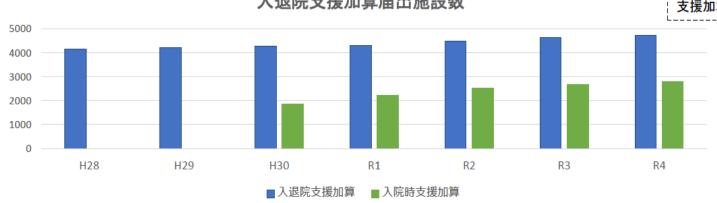
中医協 5.7.5改

- 入退院支援加算と入院時支援加算の届出施設は徐々に増加している。
- 入退院支援加算と入院時支援加算の算定回数はいずれも増加している。

■入退院支援加算(※)の届出状況の推移

入退院支援加算届出施設数

(X)加算名称について、H28は「退院 支援加算」、H30以降は「入退院 支援加算」となっている。



出典:各年7月1日の届出状況。保険局医療課調べ。

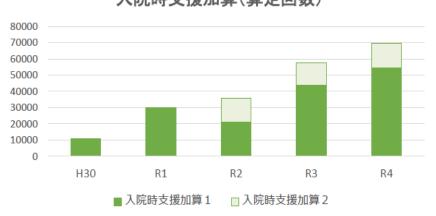
■入退院支援加算 (※) の算定状況の推移

入退院支援加算(算定回数)



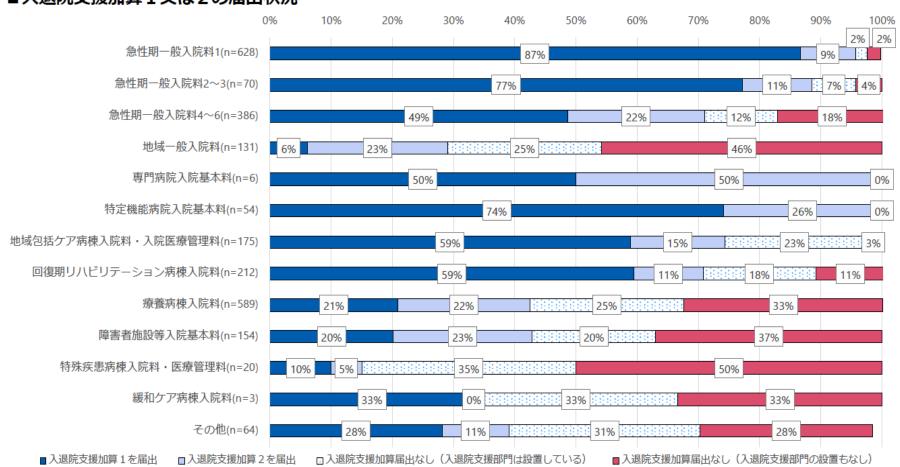
■入院時支援加算の算定状況の推移

入院時支援加算(算定回数)



- 入退院支援加算は、急性期一般入院料や専門病院入院基本料、特定機能病院入院基本料での届出が 多かった。
- 地域一般入院料や療養病棟入院料等では、3割以上が入退院支援加算の届出がなく、かつ、入退院支援部門も設置していなかった。

■入退院支援加算1又は2の届出状況



入退院支援の改定のポイント

- ①退院困難な要因
- ②入退院支援における連携機関
- ③入院前からの支援の強化
- ④退院後の継続支援

①退院困難な要因



入院料別の入退院支援加算の対象者における「退院困難な要因」

中医協 総一15.7.20

○ 入退院支援加算の対象者における「退院困難な要因」は入院料別に構成割合が異なり、急性期一般入院料では「緊急入院であること」の割合が高く、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟では「入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること)」の割合が高かった。

	急性期	一般入院料	急性類	朝一般入	、院料2~	急性期一般入院料4~			包括ケア病棟入院	回復	期リハビリテー
	1(n=356)		3(n=	=46) 6(n=170)		料・入院医療管理料		ション病棟入院料			
								(n=82)		(n=94)	
① 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかで		15.1%			13.4%	1450/		0.00/			5.5%
あること		15.1%			13.4%		14.5%		8.8%		5.5%
② 緊急入院であること		31.5%			27.0%		20.1%		16.5%		12.1%
③ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること	ī	4.8%	I		5.1%	Π	5.2%	Ī	5.1%	Ī	5.4%
④ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること											
		0.1%			0.1%		0.1%		0.2%		0.1%
⑤ 生活困窮者であること		0.8%			1.1%		0.9%		1.8%		0.5%
⑥ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること)		24.7%			25.0%		31.6%		40.7%		51.3%
⑦ 排泄に介助を要すること		5.0%	I		6.9%		5.3%	I	5.8%		6.4%
® 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと	Ī	4.9%	Ī		7.2%		7.6%		8.0%	Ī	6.9%
⑨ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む)が必要なこと		4.2%	Ī		4.3%	Ī	4.7%	Ī	4.5%	Ī	3.7%
⑩ 入退院を繰り返していること		2.9%	Ī		3.8%	Ī	4.9%	Ī	4.7%	İ	3.4%
⑪ 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれること		0.4%			0.8%		1.1%		1.2%		0.3%
② 家族に対する介護や介護等を日常的に行っている児童等であること		0.0%			0.0%		0.0%		0.1%		0.0%
⑬ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること		0.1%			0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
④ その他患者の状況から判断して①から③までに準ずると認められる場合		5.4%	1		5.2%	1	4.2%		2.5%	1	4.4%

出典: 令和4年度入院・外来医療等における実態調査(施設票)

入退院支援加算1・2の見直しについて②

入退院支援加算の対象の見直し

入退院支援加算の対象となる「退院困難な要因を有している患者」に、特別なコミュニケーション 支援を要する者及び強度行動障害の状態の者を追加する。

現行

【入退院支援加算1及び2】

[算定要件]

退院困難な要因

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
- イ 緊急入院であること
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること
- エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
- オ 生活困窮者であること
- カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。)
- キ 排泄に介助を要すること
- ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと
- ケ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む。)が必要なこと
- コ 入退院を繰り返していること
- サ 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれること
- シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること
- ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
- セ その他患者の状況から判断してアからスまでに準ずると認められる 場合

改定後

【入退院支援加算1及び2】

[算定要件]

退院困難な要因

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
- イ 緊急入院であること
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること **又は要支援状態であるとの疑いがあるが要支援認定が未申請であるこ** と
- エ コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する者
- オ 強度行動障害の状態の者
- カ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
- キ 生活困窮者であること
- ク 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。)
- ケ 排泄に介助を要すること
- コ 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと
- サ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む。)が必要なこと
- シ 入退院を繰り返していること
- ス 入院治療を行っても長期的な低栄養状態となることが見込まれること
- セ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児童等であること
- ソ 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けていること
- タ その他患者の状況から判断してアから<u>ソ</u>までに準ずると認められる場合

17

「強度行動障害」の定義・障害福祉サービス等報酬上の評価

強度行動障害の定義

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を 壊す、大泣きが何時間も続くなど**周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動**が、**著しく高い頻度**で起こるため、特別に配慮された支援が 必要になっている状態のこと。

○ 強度行動障害に関する障害福祉サービス等報酬上の評価

- ・ 障害福祉サービス等を受ける際に行う障害支援区分の調査と併せて把握する「行動関連項目」(福祉型障害児入所施設の場合は強 度行動障害判定基準表」)を用いて判定。障害福祉サービス等報酬においては、**一定の点数以上となる人(24点中10点)**に対する 特別に配慮された支援の提供が評価されている。(利用者数:下図参照)
- ・強度行動障害に至る前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援を評価するため、「行動援護」は平成20年に、 「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に、対象者判定の基準を変更した。
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護にも「重度障害者支援加算」を設けるとともに、障害児通所支援に ついて「強度行動障害児支援加算」を創設した。
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助の区分4・5を「重度障害者支援加算」の対象とするとともに、障 害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

(国民健康保険団体連合会データ)

のべ68,906人(令和3年10月時点)





(行動援護、共同生活援助、短期入所、生活介護等を重 複して利用する場合があるため、のべ人数としている)





共同生活援助(重度障害者支援加算 I) 4,618人 (重度障害者支援加算Ⅱ) 2,759人



牛活介護 (重度障害者支援加算) 17,633 人

短期入所 (重度障害者支援加算) 4,994人 施設入所支援(重度障害者支援加算Ⅱ) 21,933人 福祉型障害児入所施設(強度行動障害児特別支援加算) 15人

放課後等デイサービス (強度行動障害児支援加算) 3,451人 児童発達支援 (強度行動障害児支援加算) 307人

②入退院支援における連携機関



入退院支援加算1・2の概要

中医協 総-15.12.6

A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回)

- ▶ 施設間の連携を推進した上で、入院早期より退院困難な要因を有する患者を抽出し、入退院支援を実施することを評価。
- ▶ 入退院支援加算1 イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点 □ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点入退院支援加算2 イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点 □ 療養病棟入院基本料等の場合 635点

	入退院支援加算1	入退院支援加算2
退院困難な要因	ア. 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症 イ. 緊急入院 ウ. 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること エ. 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがある オ. 生活困窮者であること カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。) キ. 排泄に介助を要すること ク. 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる 状況にないこと	が見込まれること シ 家族に対する介助や介護等を日常的に行っている児 童等であること ス 児童等の家族から、介助や介護等を日常的に受けて いること
① 退院困難な患者の抽出 ②・患者・家族との面談 ・退院支援計画の着手 ③ 多職種によるカンファレンス の実施	①原則入院後3日以内に退院困難な患者を抽出②・原則として、患者・家族との面談は一般病棟入院基本料等は7日以内療養病棟入院基本料等は14日以内に実施・入院後7日以内に退院支援計画作成に着手③入院後7日以内にカンファレンスを実施	①原則入院後7日以内に退院困難な患者を抽出 ②・できるだけ早期に患者・家族と面談 ・入院後7日以内に退院支援計画作成に着手 ③できるだけ早期にカンファレンスを実施
入退院支援部門の設置	入退院支援及び地域連携業	務を担う部門の設置
入退院支援部門の人員配置	入退院支援及び地域連携業務の十分な経験を有する専従の看護師又かつ、①もしくは② (※) ①専従の看護師が配置されている場合は、専任の社会福祉士を配 ②専従の社会福祉士が配置されている場合は、専任の看護師を配	置
病棟への入退院支援職員の配置	各病棟に入退院支援等の業務に専従として従事する専任の看護師又 は社会福祉士を配置(2病棟に1名以上)	_
連携機関との面会	連携機関の数が <u>25以上</u> であること。 連携機関の職員が年3回以上の頻度で <u>対面又はリアルタイムでの画</u> 像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用い <u>て</u> 面会し、情報の共有等を行っていること	-
介護保険サービスとの連携	相談支援専門員との連携等の実績	<u>※青字下線はR4年度改定事項</u> 4

入退院支援加算届出医療機関における連携体制

中医協 総-1 5.7.20

- 入退院支援加算の施設基準で求める連携機関の施設数は、入院料別に大きな差はなく、いずれの入院
- 料の場合も介護保険サービス事業所との連携が最も多い。 〇 連携機関の施設数は、医療機関毎のばらつきが大きい。

介護保険サービス 事業所との連携が 多い

■入退院支援加算の施設基準で求める連携機関(※)の施設数

する医療機関急性期一般病棟を有

	中央値	(25%tile)	(75%tile)	最頻値	平均値
① 連携機関数の合計	34	26	76.5	25	70.2
②うち、病院	8	2	17	0	14.3
③ うち、診療所	2	0	6	0	11.3
④ うち、介護保険サービス事業所	20	5	39.3	0	34.0
⑤ うち、障害福祉サービス事業所	0	0	1	0	1.4
⑥ うち、その他の施設	1	0	7	0	9.9

有する医療機関地域包括ケア病棟を

	中央値	(25%tile)	(75%tile)	最頻値	平均値
① 連携機関数の合計	31	25	59.8	25	52.7
②うち、病院	4	1	11	0	8.5
③うち、診療所	1	0	4	0	8.3
④ うち、介護保険サービス事業所	20	11	32.75	0	30.2
⑤ うち、障害福祉サービス事業所	0	0	1	0	0.8
⑥うち、その他の施設	0	0	5	0	4.9

医療機関ション病棟を有する回復期リハビリテー

	中央値	(25%tile)	(75%tile)	最頻値	平均値
① 連携機関数の合計	32	25	79.3	25	61.0
②うち、病院	7	1	14.25	0	11.0
③ うち、診療所	1	0	4	0	5.9
④ うち、介護保険サービス事業所	22	11	44	0	37.3
⑤ うち、障害福祉サービス事業所	0	0	1	0	0.8
⑥うち、その他の施設	0	0	1	0	0.8

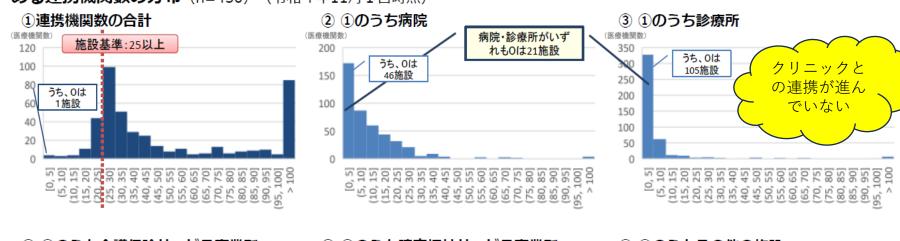
(※)連携機関

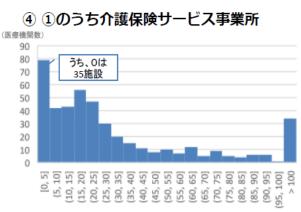
②入退院支援部門あるいは病棟に配置されている入退院支援及び地域連携業務を担う看護師又は社会福祉士と、それぞれの連携機関の職員が年3回以上の頻度で対面又はリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な機器を用いて面会し、情報の共有等を行っている

施設等をいう。

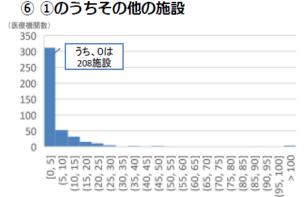
入退院支援加算届出医療機関における連携機関数の分布

- 急性期一般病棟を有し、入退院支援加算1を届け出る医療機関における、入退院支援加算の施設基準で求める連携機関の施設数の分布は以下のとおり。
- 連携する病院・診療所数がいずれもない施設も一部ある。
- ■急性期一般入院料の病棟を有し、入退院支援加算1を届け出る医療機関における、入退院支援加算の施設基準で求める連携機関数の分布(n=450)(令和4年11月1日時点)









急性期病棟における退院後に必要な支援

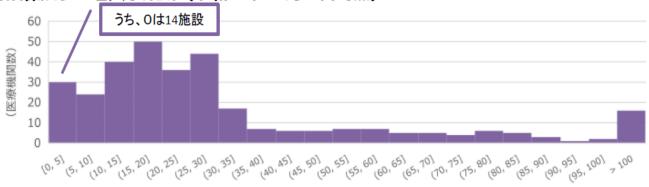
- 急性期病棟において、医学的には外来・在宅でもよいが他の要因のために退院予定がない患者における、退院後に必要な支援について、約2割の患者では「医療処置」や「訪問診療」が必要とされた。
- また、退院に向けた目標・課題等として、約1割の患者では「転院先の医療機関の確保」が挙げられた。
- ■医学的には外来・在宅でもよいが他の要因のために 退院予定がない患者における、退院後に必要な支援 (複数回答)
- ■退院へ向けた目標・課題等(複数回答)



入退院支援加算届出医療機関における連携機関数の分布

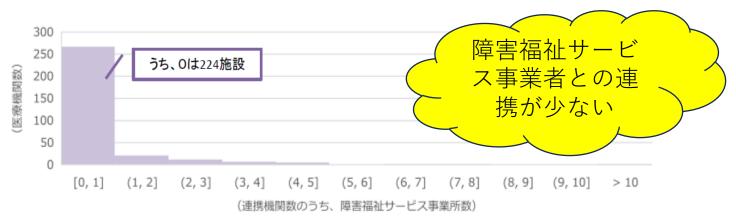
中医協 総-2 5.11.15

- 地域包括ケア病棟を有し、入退院支援加算1を届け出る医療機関における、入退院支援加算の施設基準で求める連携機関の施設数のうち、介護保険サービス事業所数と障害福祉サービス事業所数の分布は以下のとおり。
- 〇 連携する介護保険サービス事業所数が5以下の施設も一定数ある。
- ■地域包括ケア病棟を有し、入退院支援加算1を届け出る医療機関における、入退院支援加算の施設基準で求める連携機関数の分布(n=321)
- ① 介護保険サービス事業所(令和4年11月1日時点)



(連携機関数のうち、介護保険サービス事業所数)

② 障害福祉サービス事業所(令和4年11月1日時点)



入退院支援加算1・2の見直しについて①

入院時支援加算1の見直し

入院前からの支援をより充実・推進する観点から、入院時支援加算1の評価を見直す。

現行

【入退院支援加算】

入院時支援加算1 230点 注 7

入院時支援加算2

200点

改定後

【入退院支援加算】

入院時支援加算1 注 7 入院時支援加算2 240点 200点

入退院支援加算1の施設基準で求める連携機関数について

入退院支援における関係機関との連携強化の観点から、入退院支援加算1の施設基準 で求める連携機関数について、急性期病棟を有する医療機関では病院・診療所との連 携を、地域包括ケア病棟を有する医療機関では介護サービス事業所及び障害福祉サー ビス事業所等との連携を一定程度求める。

現行

【入退院支援加算1】 「施設基準]

(4) 転院又は退院体制等に ついてあらかじめ協議を 行い、連携する連携機関 の数が25以上であること。



【入退院支援加算1】

[施設基準]

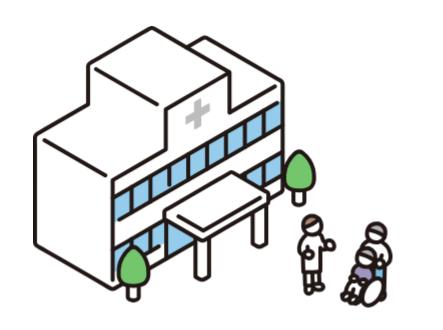
(4) 転院又は退院体制等についてあらかじめ協議を行い、連携する 連携機関の数が25以上であること。なお、急性期一般入院基本料、 特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る。)又は専門病 院入院基本料(13 対1入院基本料を除く。)を算定する病棟を 有する場合 ること。

また、地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は病室を有す 業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事 業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者であ ること。

生活に配慮した支援 の強化

退院支援計画の内容 に、リハビリテー ション、栄養管理及 び口腔管理等を含む、 退院に向けて入院中 に必要な療養支援の 内容並びに栄養サ ポートチーム等の多 職種チームとの役割 分担を盛り込むこと を明記する。

③入院前からの支援の強化



入院前からの支援の機能強化(イメージ)

従来

外来

●治療方針の 説明

入院

検査・治療

外来(地域、在宅)

治療のために一旦中止にしなけ ればならなかった内服薬を飲ん でいた、、

検査・治療内容の説明 ✓ 持参薬の確認

療養の支援

- → 入院生活の説明
- ✓患者情報(入院前のサービス利用等)の確認
- ∨療養上のリスクアセスメント(転倒・転落、褥瘡、認知症等)

退院調整

✓退院支援スクリーニング

歩行に杖が必要な状態な のに、トイレに遠いベッド だ、、

治療が始まった直後で大変 なのに、退院後の事なんか 考えられない、、

入院前からの支援の機能強化

外来



 \sum

入院

検査・治療

療養の支援

退院調整

外来において、



- ・患者情報(入院前のサービス利用等) や服薬中の薬剤の確認
- ・リスクアセスメントや退院支援スクリーニング等 を事前に実施



患者は、入院生活やどの ような治療過程を経るの かイメージし、準備した上 で入院に臨める。



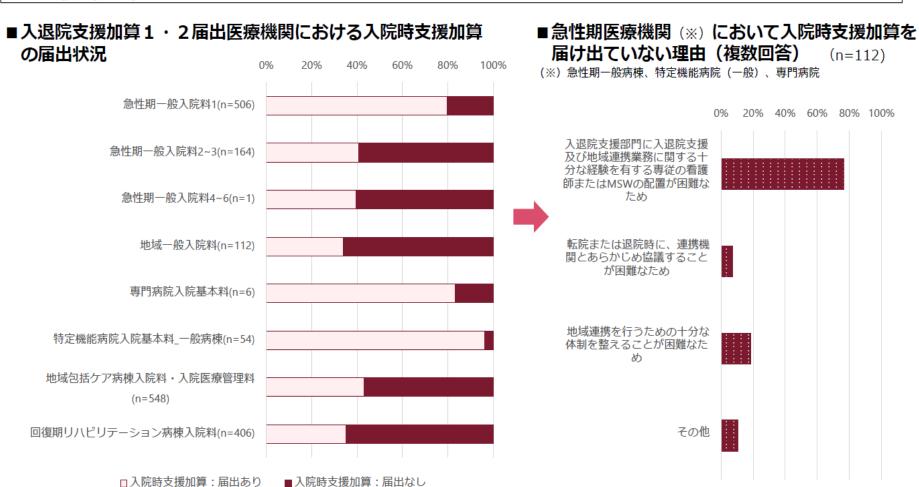
外来(地域、在宅)

病院は、患者個別の状況を 事前にアヤスメントした上で 患者を受け入れられるため、 円滑な入院医療の提供等 につながる。

入院時支援加算の届出状況

診調組 入一1 5 . 6 . 8

- 〇 入退院支援加算1·2届出医療機関のうち、急性期一般入院料1、専門病院入院基本料、特定機能病院 入院基本料では、入院時支援加算を8割以上届け出ている。
- 入院時支援加算を届け出ていない理由は、「入退院支援部門への看護師・MSWの配置が困難なため」 が最も多い。

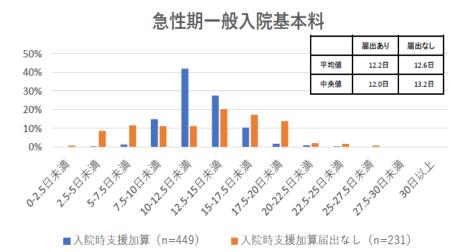


入院時支援加算の届出有無と平均在院日数

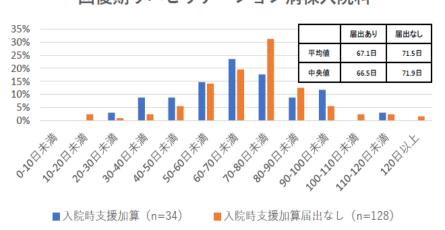
中医協 総一1 5.7.20

○ 入院時支援加算の届出有無と平均在院日数の関係を見ると、急性期一般入院基本料、地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟入院基本料のいずれにおいても、入院時支援加算の届出が有る場合は、届出無い場合と比較して平均在院日数が短かった。

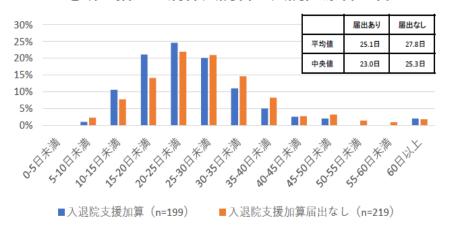
■入院料別の入院時支援加算の届出有無と平均在院日数



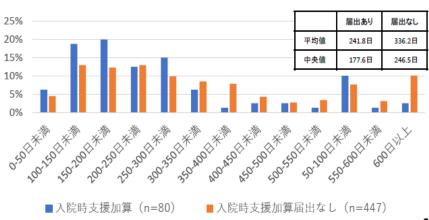
回復期リハビリテーション病棟入院料



地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料



療養病棟入院基本料

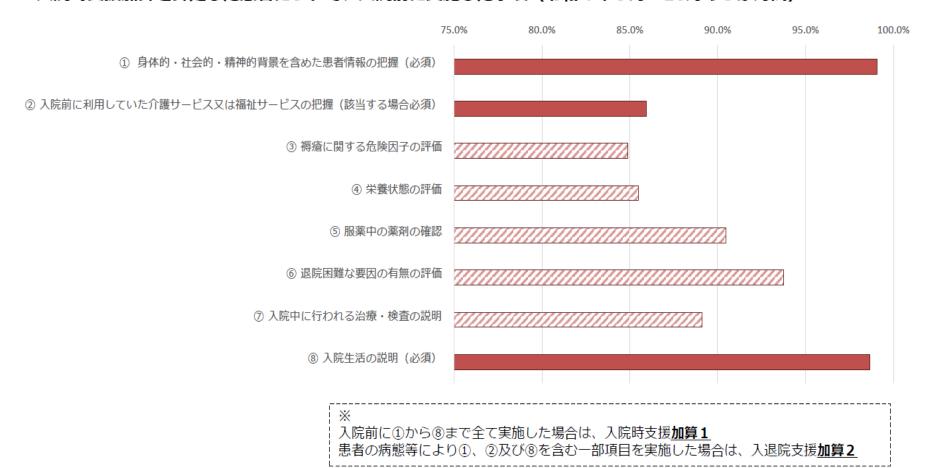


入院時支援加算を算定した患者における入院前に実施した事項

中医協 総一1 5.7.20

○ 入院時支援加算を算定した患者における入院前に実施した事項について、必須項目以外では、「退院困難な要因の有無の評価」の実施率は高いが、「褥瘡に関する危険因子の評価」、「栄養状態の評価」の実施率は低い。

■入院時支援加算を算定した患者について、入院前に実施した事項(令和4年8月~10月の3か月間)



中医協委員意見

- ・ 松本委員(支払い側)
 - 「褥瘡リスクの評価、栄養評価の重要性に鑑みれば、加算を一本化することを検討してはどうか」
 - 褥瘡リスクの評価や栄養評価は、加算2では必須となっていないために、実施状況が若干低めであり、この点を改善するために「すべての項目実施が要件となる加算1への一本化」を松本委員は提案しているのです。
 - 2020年度診療報酬改定では、より強力な支援を目指し「すべての項目実施を要件とする加算1を新設した経緯」を踏まえれば、「加算1への統合」案には一定の合理性があると言えそう
- 長島委員(診療側)
 - 「【入院時支援加算】を取得していない医療機関もある中では、底上げを重視すべきではないか。このためには加算の一本化はせず(加算1・2の維持)、そのうえで加算1へ誘導するために点数の引き上げ(230点からの引き上げ)を行うことも考えられる」

入院時支援加算の概要

中医協 総一1 5.7.20

入院前からの支援を行った場合の評価

▶ 入院時支援加算1 230点

[算定対象]

- ① 自宅等(他の保険医療機関から転院する患者以外)から入院する 予定入院患者であること。
- ② 入退院支援加算を算定する患者であること。

[施設基準]

- ① 入退院支援加算1、2又は3の施設基準で求める人員に加え、 十分な経験を有する
- «許可病床数200床以上»
 - 専従の看護師が1名以上 又は
 - 専任の看護師及び専任の社会福祉士が1名以上
- «許可病床数200床未満»
- 専任の看護師が1名以上 が配置されていること。
- ② 地域連携を行うにつき十分な体制が整備されていること。

入院時支援加算 2 200点(退院時 1 回)

[算定要件]

入院の予定が決まった患者に対し、入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、①入院前に以下のア)からク)を行い、②入院中の看護や栄養管理等に係る療養支援の計画を立て、③患者及び入院予定先の病棟職員と共有すること。

入院前にア)からク)まで全て実施した場合は、入院時支援加算1 を、患者の病態等によりア)、イ)及びク)を含む一部項目を実施した場合は加算2を算定する。

- ア) 身体的・社会的・精神的背景を含めた患者情報の把握
- イ) 入院前に利用していた介護サービス・福祉サービスの把握(※)
- ウ) 褥瘡に関する危険因子の評価
- 工)栄養状態の評価
- オ) 服薬中の薬剤の確認
- 力) 退院困難な要因の有無の評価
- キ) 入院中に行われる治療・検査の説明
- ク) 入院生活の説明
- (※)要介護・要支援状態の場合のみ実施

入退院支援加算1・2の見直しについて③

入院前の医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業者等との事前調整の評価

▶ 特別なコミュニケーション支援を要する者及び強度行動障害の状態の者に対し、入院前に医療機関と本人・家族等や障害福祉サービス事業所等とで事前調整を行うことの評価を新設する。

<u>(新)</u> 入院事前調整加算 200点

[算定要件]

- (1) 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、入院前に患者及びその家族等並びに当該患者の在宅での生活を支援する障害福祉サービス事業者等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合に、所定点数に加算する。
- (2) 当該加算を算定するに当たっては、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する者又は強度行動障害の状態の者であって入院の決まったものについて、当該患者の特性を踏まえた入院中の治療や入院生活に係る支援が行えるよう、当該患者、その家族等及び当該患者の在宅における生活を支援する障害福祉サービス事業者等から事前に情報提供を受け、その内容を踏まえ、入院中の看護等に係る療養支援の計画を立て、患者及び入院予定先の病棟職員と共有した場合に算定する。

[施設基準]

入院事前調整加算に規定する厚生労働大臣が定める患者

- (1) コミュニケーションにつき特別な支援を要する者又は強度行動障害を有する者であること。
- (2) 入退院支援加算を算定する患者であること。

医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設

医療的ケア児(者)に対する入院前支援の評価の新設

医療的ケア児(者)が入院する際の在宅からの連続的なケアを確保する観点から、事前に自宅等を訪問し、患者の状態や人工呼吸器の設定等のケア状態の把握を行った場合について、新たな評価を行う。

<u>(新)</u> 医療的ケア児(者)入院前支援加算 <u>1,000点</u>

[対象患者]

医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児(者)

[算定要件]

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者(第1 節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児(者)入院前支援加 算を算定できるものを現に算定している患者に限り、当該保険医療機関の入院期間が通算30日以上のものを除 く。)の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入 院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごと に患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、 医療的ケア児(者)入院前支援加算を算定すべき入院前支援を**情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代 えて、500点を所定点数に加算する**。
 - 3 区分番号A246の注7に掲げる入院時支援加算は別に算定できない。

[施設基準]

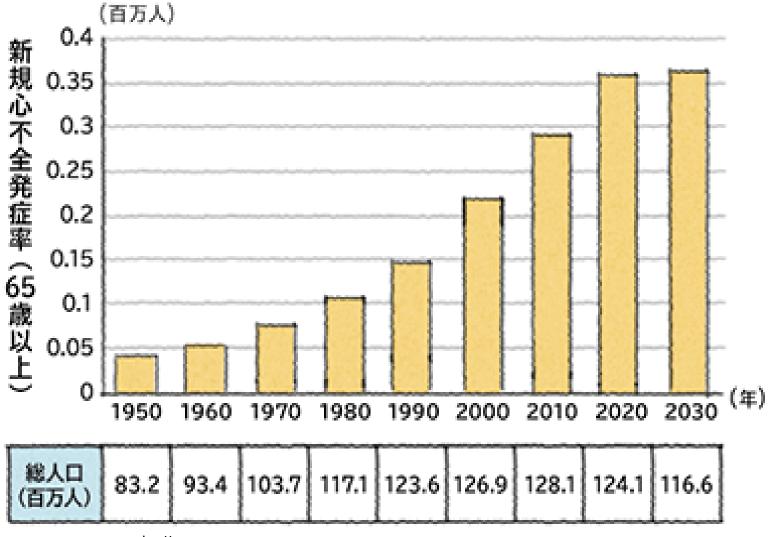
- (1) <u>直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児(者)の入院患者数が10件以上</u>であること。
- (2) 令和7年5月31日までの間に限り、(1) の基準を満たしているものとする。

		基本	見守	りスコア
	医療的ケア判定スコア	スコア	高中	低
1. 人工呼吸器	と (鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補	10	2 1	0
助装置及び高				
2. 気管切開の管理				0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理			1	0
4. 酸素療法			1	0
5. 吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)				0
6. ネブライザーの管理			3 0	
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2	0
7. 社旨不良	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1	0
8. 中心静脈が	コテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)	8	2	0
9. 皮下注射	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。)	5	1	0
9. 及1/五列	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1	0
10. 血糖測定 (持続血糖測定器による血糖測定を含む。)			1	0
11. 継続的な透析(血液透析、腹膜透析等)			2	0
12 道尺	(1) 間欠的導尿	5	0	
12. 導尿	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ)	3	1	0
	(1) 消化管ストーマの使用	5	1	0
13. 排便管理	(2) 摘便又は洗腸	5	0	
	(3) 浣腸	3	0	
14. 痙攣時にま	おける座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	3	2	0

④退院後の継続支援



心不全パンデミック



出典:Shimokawa H,et al.Eur J Heart Fail 2015;17:884-892.

心不全では再入院が多い

図2 心不全再入院の原因



(Tsuchihashi M,et al: Jpn Cir J 2000;64:953-959より改変)

慢性心不全患者に求められる疾病管理

○ 「急性・慢性心不全診療ガイドライン」では、疾病管理として、退院後特に早期の症状モニタリング、アド ヒアランスの評価および教育の強化は、再入院の回避やQOLの改善に有効であるとしている。

急性・慢性心不全診療ガイドライン(2017年改訂版)

XII. 疾患管理

- 1. プログラム(教育など)とチーム医療
- 1.2 疾病管理プログラムの具体的な内容
- 1. 2. 1 アドヒアランススとセルフケアを重視した患者教育

患者の適切なセルフケアは心不全増悪の予防に重要な役割を果たし、セルフケア能力を向上させることにより生命予後やQOLの改善が期待できる。医療従事者は患者のセルフケアが適切に行われているかを評価し、患者および家族に対する教育、相談支援により患者のセルフケアの向上に努める。患者教育では、疾患に関する情報にアクセスし、理解し、活用する能力であるヘルスリテラシーを考慮しつつ、患者の理解度に応じた教材を有効に活用することも重要である。

2021年「急性・慢性心不全診療ガイドライン(2017年改訂版)」フォーカスアップデート版

第7章 疾病管理

- 2. 疾病管理プログラムの具体的な内容
- 2.8 退院調整・退院支援および移行期支援と継続的フォローアップ

入院後早期からの退院調整および退院支援は、心不全患者の退院後早期の再入院の回避に効果的である。入院中の退院調整では、退院支援の必要性の評価、具体的な支援内容の検討を行うとともに、セルフケア能力を強化するための患者教育も同時に実施する。退院後の受診頻度は退院後の再入院のリスクと関連しており、退院後、特に早期の症状モニタリング、アドヒアランスの評価および教育の強化は、再入院の回避やQOLの改善に有効である。

心不全に対する疾病管理のエビデンスレベル及び具体的な治療及び教育・支援内容

- 心不全に対する疾病管理として、「多職種によるチームアプローチを用いたアドヒアランスおよびセルフケアを向上されるための教育、支援」、「退院支援と継続的フォローアップ」が推奨されている。
- ガイドラインにおいて、心不全患者、家族及び介護者に対する教育・支援内容が具体的に示されている。

■心不全に対する疾病管理の推奨とエビデンスレベル*

	推奨クラス	エビデンス レベル	Minds 推奨 グレード	Minds エビデンス 分類
多職種によるチームアプローチを用いたアドヒアランスおよびセルフケアを向上させるための教育。支援を行う: 患者および家族、介護者に対して.	1	A	A	I.
退院支援と継続的フォローアップを行う	- 1	A	В	- 1
禁煙教育・支援を行う。	1	С	В	IVb
身体症状のモニタリングを行う。	1	С	C1	VI
精神症状のモニタリングと専門的治療を行う。	1	В	В	11
心不全増悪の高リスク患者への教育支援と社会資源の活用 を行う:独居者、高齢者、認知症合併者などに対して.	1	A	A	1
感染症予防のためのインフルエンザワクチン接種を行う。	1	A	В	IVa
1日6g未満の減塩食を考慮する.	lla	С	C1	VI
節酒を考慮する。	lla	С	C1	VI

■心不全患者、家族および介護者に対する治療および生活 に関する教育・支援内容**

RMINN	网络约拉教育 - 克莱拉油	MANAGE	第14的母教教 - 医建 力液		
TRUMFAUR		プルコール			
定義、伊朗、住民、共心和語 集成度に計畫(伊森/内部) 指数の利润 合作成果	・理報度やヘルスリテラシーを 可慮し、数判責付などを用い 対路を提供する	- 西南のアルコール研究の色線性	心子全の病路を含め前別性を 考慮し、飲酒量に施する新酒 を行う。		
解於治療、非果物治療	NWCHNY W.	DIE.			
ルフセニタリング		- 研修の必要性 (「研修力イドライン2010年 対象(を参照)			
原書自身が変状モニタリング	・労働手帳への記録を促すたと	市技习数			
先実施することの必要性・集 算性 セルフモニタリングのエキル 勝君子能の活用	もに、原療者は記録された情報を診察、委者教育に活用する。 を必要を必要を表現を表現する。 ものできませんである。 ものできませんである。 ものできませんである。 ものできませんできませんである。 ものできませんできませんできませんできません。 ものできませんできませんできません。 ものできませんできませんできませんできませんできませんできませんできませんできません	・安定期の適切な合体活動の必 実性	- 建散剤目標、特徴各生評価する - 定規的に自角生活動作を評估 する。		
REPORTE		・意味着化時の資料、活動物館 の必要性	- 身体機能とともに全透維度 考慮したの文で、転径リス: などを評価し、記無性活力 身体調動の留度点を具体的 指導する		
веновисия	・呼音組織、浮線、3日間で2 hg以上の体整層別など電影の 物質を認めた場合の医療機能	- 適度な安静による研修 (推動研 容能の低下など)			
展開外の収録者への連絡方法	への受診の必要性と、具体的 な方法を提明する。	A/II			
BERFATFETSVX	9/3/6/2001/3/40	- 機切な人指がA	・着密度や生活準備に応じた方 法を指導する		
	・推無度やヘルスリテラシーを	mry			
果用め、薬地・服薬方法、駅 作用 成力適りに採用することの業 制性 デバイス治療の目的、治療に 開する生活上の注意事項	考慮し、教育資材などを用い に知識を提供する。 に関助にアドヒアランスを押 増する。 ・アドヒアランスが欠如してい を関するは、保護官による教育 実際を行う。	- 旅行中の注册事項(部業、助水 度、食事内容、肉体の制度) - 旅行に作う心不全国等の取締性 - 旅行中の操作機能所の対抗力法	・旅行時の資集内容や資事時間の変化。質疑心変化。質疑心変化。運動整 の変化などが心不全に及ばす 実験を制物する。 技術の自治療機に関する情報が がを行う。		
ネタ明とワクテン中間		供生 原			
の下去場際指字としての修司症 インクルエンザ、最当に対す	- 沿電主送上の基金予防に載す - 沿電主送上の基金予防に載す - 予防損権の関係時間に関する	・他行為がら不全に及ぼす影響 ・6年全治情報と性機能の始係 ・加配等被治療器の組附になって	・性行為によりの不全要化の性 単性があることを顕明する ・必要等、専門率を紹介する		
るフラナン領権の必要性	体和电池区下心	GREEN			
L9 / 9-3180W			・製造的に構物症状を評価する ・投資生活におけるストレス・ ネジメントの必要性とその 法について説明する。 ・戦争症状の悪化が疑むれるも 合は、精神体拡、心臓内特性 無法の使士へのコンサルテー ションを実施する。		
通常の収水の色味性 集変の不全曲者における収ま 制限 通正な取り情報(6 食用湯(E) 選近体帯の傾待の複響性	・数水量の計変力法について具体的に説明する。 ・地域的な可能力が正さったで、 動材などを用いて説明する。 ・確認による食物生下などの症 化を物理する。	- 心予念と心理精神的変化 - 日報生活におけるストレスマ ネジメント			
- 有依守		定规约公共 的			
パランスのよい病事の必要性 合併依例を考慮した哲事内容	定規則に栄養状態を指摘する。 ・傷予機能などの身体機能や生 功状別に切じた栄養胸構に跨 ・成事態の減少や炎衰化下は、 心不全維節の確認の可能性が あることを説明する。	正用的以某些心心療性	・遊覧所に遊覧券の受容証券を 確認する ・総以無無時法、受診予定にか かむらす。ずみやかに誤申報 総に連絡することを振明する ・医療者へのアクセスを傾便に する。(職別相談、社会的資源 の活用)		

出典:*2021年「急性・慢性心不全診療ガイドライン(2017年改訂版)」フォーカスアップデート版 出典:**急性・慢性心不全診療ガイドライン(2017年改訂版)

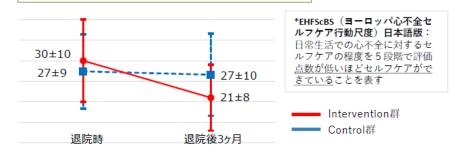
慢性心不全患者に対する退院直後の療養支援の効果

- 慢性心不全患者に対し、ガイドラインに基づき退院直後に集中的な対面及び電話による療養支援を行う と、セルフケア行動が有意に改善することが示されている。
- 心不全患者において、セルフケア行動が維持されていると、再入院率が低くなることが示されている。

■慢性心不全患者の重症化予防に向けた、退院後の集中 的な支援の効果

く退院後3か月におけるセルフケア行動の変化>

退院後3か月におけるEHFScBS*の総得点は、 有意に介入群で低値であった(p<0.001)



【研究方法】介入研究

Interverntion群:「2021年JCS/JHFSガイドラインフォーカスアップデート版 急性・慢性心不全診療」で示された、疾病管理プログラムに基づき提案する、療養支援フローに則り、対面及び電話による療

養支援プログラムを実施



【対象患者

慢性心不全と診断された成人患者(18歳以上)で、ACCF/AHAの心不全ステージ分類Stage Cにあり、 包含基準に該当する者

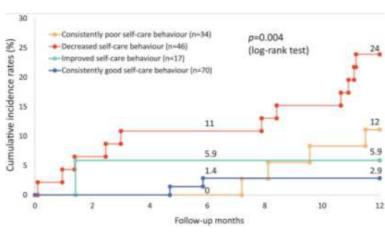
(包含基準)過去1年間に1回以上の入院を経験し、アドヒアランスに関わる問題を1つ以上有している

出典:日本看護協会「慢性心不全患者に対する外来看護師による対面及び電話による療養支援の効果に関する研究」(2022~2023年度)

■セルフケア行動と入院率

くセルフケア行動別、心血管疾患による累積入院率>

セルフケア行動が維持されることにより、心血管疾患による累積入院率は有意に低い(p=0.004)



出典: Liljeroos M, et al. (2020) 「Trajectory of self-care behaviour in patients with heart failure: the impact on clinical outcomes and influencing factors」
European Journal of Cardiovascular Nursing, Vol 19, 5, 421-432

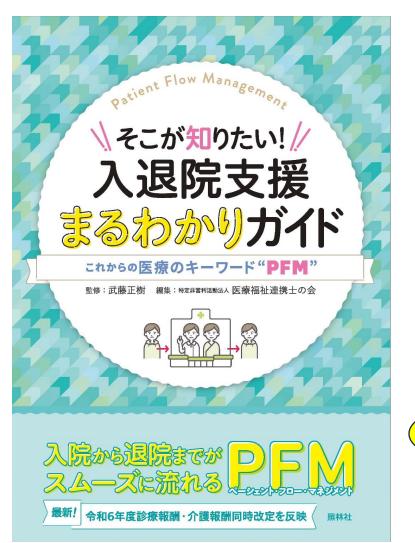
まとめと提言

- ・ポスト2025年は後期高齢者入院パンデミックが課題
- ・パンデミックは2040年まで続く
- ・2024年診療報酬改定の最大課題は「高齢者救急を どこで診るか?」
- ・このため地域包括医療病棟が新設された。
- ・入退院支援加算、入院時支援加算についても 見直しがされた。

そこが知りたい!

入退院支援まるわかりガイド

これからの医療のキーワード"PFM"



- 監修 武藤正樹
- 編著:医療福祉連携士の 会
- B5判、192頁、定価: 3,080円(本体2,800円)
- 2024年4月22日発行
- 株式会社照林社

発刊前から 購読予約が 殺到中!

ご清聴ありがとうございました



日本医療伝道会衣笠病院グループで外来、老健、在宅クリニックを 担当しています。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開し ております。ご覧ください。

武藤正樹

|検索 | ← クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

muto@kinugasa.or.jp